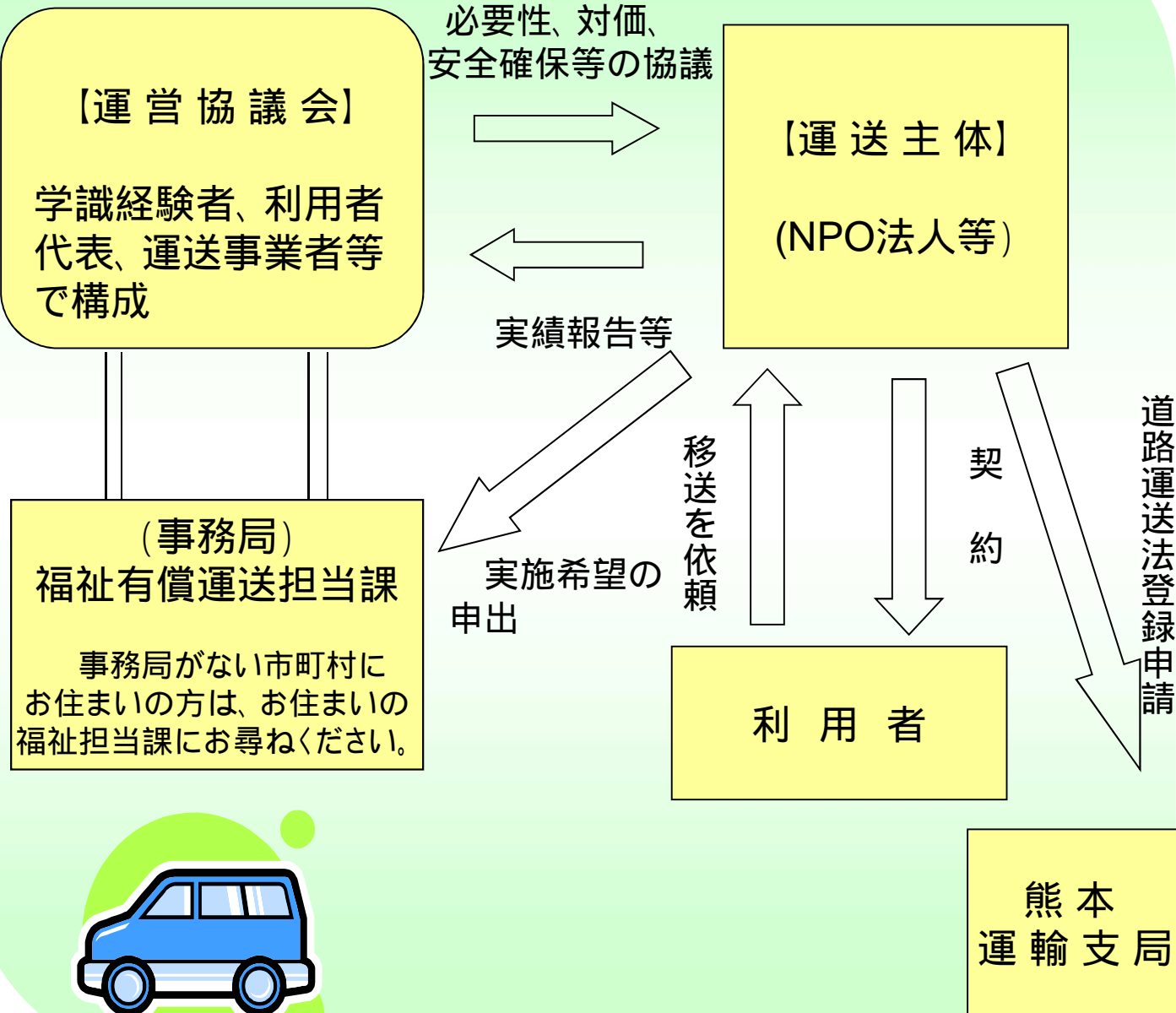


福祉有償運送



福祉有償運送開始までのフローチャート

登録予定者が運送主体へ福祉有償運送利用希望の申出



運送主体が市町村へ福祉有償運送実施希望の申出



利用予定者が利用希望する市町村(発地又は着地)において運営協議会開催(福祉有償運送の必要性を判断)
(運送主体は委員(又はオブザーバー)として出席。申請内容等を説明)



協議会にて協議が調う



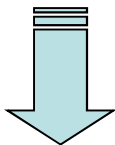
熊本運輸支局に登録申請



自家用有償旅客運送登録(79条登録)



福祉有償運送サービススタート



2年ごとに登録を更新(場合によっては3年)
【事前に協議会での協議が必要】

- ・協議会開催については、協議会事務局から連絡があります。
- ・提出された申請書その他、地域で移動が制約される方、公共交通の状況を元に運営協議会にて福祉有償運送の必要性を判断します。
- ・運賃や対象者の範囲などの基準は、それぞれの運営協議会の基準によることとなります。

・登録申請については協議会エリアごとにそれぞれ行う必要があります。

(例)利用者が熊本市、玉名市におられる場合、熊本市については「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」、玉名市については「玉名市有償運送運営協議会」の協議を経ることになります。

・変更登録、更新登録をする場合には、協議会での協議が調う必要があります。